中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ - ⑦~⑮) の規定による認定申請について

【対象要件】

- 1 申請する方が、法人事業者の場合は本店登記の所在地、個人事業者の場合は主たる事業所の所在地が行田市であること。
- 2 業歴3か月以上1年1か月未満の事業者 又は 前年以降の店舗増加等によって、単純な売上 高等の前年比較では認定が困難な事業者
- 3 申請者が法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業 (以下「指定業種」 という)を行う中小企業者であること。
- 4 最近1か月の売上高等(注1)が、比較期間に対し、5%以上減少していること。
- 5 許認可等を必要とする業種については、その許認可等を取得していること。 (注1) 売上高等とは、売上高のほか販売数量をいう。

【申請に必要な書類】

申請に必要な書類		個人	法人	
1	認定申請書	2通	•	•
2	履歴事項全部証明書(発行日より3か月以内)【コピー可】	1通		•
3	開業届など事業開始日が分かる書類	1通	•	
4	代表者、事業所所在地を証明できるもののコピー【確定申告書等】	1通	•	
5	申請書イの添付書類	1通	•	•
6	該当期間の売上等が確認できるもの【試算表、帳簿類等の写し】	1通	•	•
7	特定中小企業者認定申請書 添付書	1通	•	•
8	許認可証等のコピー【許認可等を必要とする業種の場合】	1通	•	•
9	委任状(任意様式)【金融機関等の方が代理申請する場合】	1通	•	•
10	店舗増加等が分かる書類【業歴1年1か月以上の事業者】	1通	•	•

- (注) 試算表、帳簿類等の写しについては、事業所名の記載の無いものは不可。 また、該当する売上等の数値部分をマーカー等で色を付けること。
- ※認定書の有効期間は、認定書の発効日から起算して30日です。
- ※本認定により必ずしも融資が受けられるものではなく、融資の決定は金融機関及び信用保証協会の審査により行われます。

【お問合せ先】 行田市役所 商工観光課 産業振興担当

≪住 所≫ 行田市本丸2-5

≪電 話≫ 048 (556) 1111 内線374·383

 $\langle FAX \rangle$ 048 (553) 5063